

九州電力株式会社

取締役社長 眞部 利應 殿

## 川内原発3号機増設計画を撤回し、1・2号機を計画的 段階的に廃止することを求める申し入れ

東日本大震災発生から2ヶ月を超えました。がれきの撤去や仮設住宅の建設など復興への歩みが始まっています。しかし、被災者の多くは、この時期に至っても満足な食事もとれず、仕事や営業再建のめどが立たない苦境から抜け出せていません。なかでも事態収束にめどが立たない福島第1原発周辺の福島県の人たちは、地震・津波、原発事故の三重災害に苦しんでいます。

今度の震災で、集中立地していた福島原発や火力発電所などが大きな被害を受け、電力不足が生じました。この事態に東京電力は、3月14日から計画停電を実施したため首都圏を中心に、鉄道や信号機、病院や自宅の医療機器などが停電に見舞われるなど、国民生活は大混乱し、産業活動に打撃をあたえました。今後、夏場の電力不足が取り沙汰されていますが、電力事業者は国民への電力供給の義務を果たすべく、供給力増強への真剣な努力が求められます。

未曾有の電力不足の背景には、原発に依存したエネルギー多消費型の産業政策があります。今後、原子力発電を基幹電源とするエネルギー供給から、再生可能な自然エネルギーへの戦略的転換と「大量生産、大量消費、大量廃棄」型社会から脱却し、低エネルギー社会の構築が必要です。

菅直人首相は去る10日、菅内閣で決定した原発14基以上を新增設する「エネルギー基本計画」を白紙で見直す考えを表明しました。貴社におかれても、原発からの計画的、段階的撤退を決断し、原発をゼロにするプログラムの策定に鋭意取り組みられるよう、左記事項について申し入れるものです。

### 記

- 一、川内原発3号機増設計画は、「原子炉設置許可」申請を取り下げ、今後いかなる原発の新增設も行わないこと。
  - 一、運転開始以来30年に達する1・2号機については、計画的、段階的に廃止するプログラムを策定すること。当面、耐震基準の見直しなど新たな基準にもとづき安全性の総点検を実施すること。
  - 一、再生可能エネルギーの物理的限界潜在量は、国内でみても、現在の発電電力量の約13倍あるといわれている。これを、現実的電力量に実施していく努力を集積し、長期的なエネルギーの安定供給をはかること。
  - 一、これから、電力需要が増える夏場に向けて需給ギャップをどう埋めるかが課題となる。大口需要者に対し、実効ある計画節電を実施させること（※）。  
（例えば、大口工場と大オフィスの休日（土、日）を順繰りにとって操業日を平均化する）
- ※電気事業法27条は、強制的に電力の使用を制限できると定めている。

以上